令和4年10月18日 生活支援部医療保険課

後期高齢者医療制度における窓口負担割合の変更について

令和2年12月に閣議決定された「全世代型社会保障改革の方針」に沿って、後期高齢者医療の自己負担割合が変更されたので報告する。

1 変更内容

後期高齢者医療の窓口負担割合について、これまでの1割および3割負担に、新たに2割負担を加える。

2 対象者

後期高齢者医療の被保険者のうち現役並み所得者(現在3割負担者)以外の被保険者であって、一定以上所得のある者。

一定以上所得のある者とは、課税所得が28万円以上かつ年金収入とその他の合計所得金額が200万円以上(単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年金収入とその他の合計所得金額が320万円以上)。

3 変更日

令和4年10月1日

4 配慮措置

2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間(※)、1か月分の負担増を最大で3,000円に収まるよう措置をする。

※令和4年10月1日から令和7年9月30日まで

5 周知方法

こうとう区報 (9月11日号) いきいき通信 (広域連合、9月10日新聞折込) 区・広域連合ホームページ その他:公的機関、医療機関、高齢者関係施設にポスター等の 掲示

(参考) 各負担割合被保険者数

8月14日現在

1割	39,76	2人 69.3%
2 割	11,78	2 人 2 0 . 6 %
3 割	5, 79	5人 10.1%
計	57,33	9人